

2019年2月吉日

スタッフ様 各位

週払いサービス終了のお知らせ

平素は当社サービスをご利用いただき誠にありがとうございます。

この度、振込システムの見直しにより、2019年3月31日をもって【週払い】での給与支払サービスを終了させていただきます。

現在【週払い】をご選択頂いておりますスタッフの皆様には大変ご迷惑をお掛けしますが、2019年4月1日以降ご勤務分より【月払い】へ自動移行させていただきます。

誠に恐縮ではございますが、予めご了承いただきますようお願い申し上げます。

記

(1) 週払いサービス終了日 / 2019年3月31日(日)ご勤務分まで

(2) 週払い最終振込日 / 2018年4月4日(木)

(3) 月払いへ自動移行日 / 2019年4月1日(月)ご勤務分より適用(初回お振込日 2019年5月15日)

毎月月末締め、翌月15日お振込

(4) 日払いご希望の方 / 別紙の同意書にご記入、ご捺印いただきご郵送いただくか、

「注意事項に同意し、日払い希望」の旨を、経理メールアドレスまでご連絡下さい。

ご連絡を頂いた「翌月」勤務分より、適用を開始させていただきます。

以上

サービス終了に伴い、皆様には多大なご迷惑をおかけ致しますこと、深くお詫び申し上げます。

今後とも弊社をご愛顧くださいますよう何卒、宜しくお願い申し上げます。

【本件に関するお問い合わせ先】

セブン・ルーツ株式会社 管理本部 経理課

京都府京都市下京区東塩小路町 593 トラスコクリスタルビル 10F

MAIL: furikomi@sevenroots.co.jp 受付時間: 平日 9時～18時

セブン・ルーツ株式会社

代表取締役 太田 光治 殿

日払いサービスお申込に関する同意書

ご勤務終了日の翌銀行営業日でのお給与振込（以下「日払いサービス」という）は、セブン・ルーツ株式会社が提供する任意の福利厚生サービスです。セブン・ルーツ株式会社における給与支給日の原則は毎月定例日「末締め／翌 15 日支給」である事を理解し且つ下記事項をご確認の上、任意同意のもと「日払いサービス」を希望致します。なお、下記禁止行為について度重なるミスやルール違反が確認された場合、日払いサービスの適用不可とみなされ、翌月分より月払いへ自動変更となる事に対し異議申立を行いません。

第 1 項 日払いサービスの適用外について（禁止行為など）

- 下記項目に一つでも該当した場合は、日払いサービスの適用外となる事を確認し、同意致します。
- (1) ご勤務終了日の翌朝 7 時までに終了報告をお送り頂けていない場合。
 - (2) 必要事項の記入漏れや記入間違いがあった場合。
 - (3) 勤務先担当者の訂正印なき上書き修正が確認された場合。（修正テープは原則禁止）
 - (4) 先方様控への渡し漏れや内容に相違があった場合。
 - (5) 終了報告のメール添付画像が読み取れない場合。（手振れや文字が小さすぎる等）
 - (6) 遅刻/早退/残業/休憩時間変更/といった予定と異なる勤務時間のご報告がなかった場合。
 - (7) 基幹システム、ネットワーク障害・停電・自然災害等により弊社振込機能が停止した場合。
 - (8) 夏季、冬季、GW等は振込み業務を休業させていただく場合がございます。

※その他事象においても勤怠確定、及び給与計算に確認時間を要する場合は適用外とさせていただきます。

第 2 項 お振込に対する時間指定

- 個別の日時指定は不可であり、一律に 15 時までの振込期限である事に同意致します。

第 3 項 日払いサービスにおける銀行振込手数料のご負担について

- 日払いサービスの提供を受けるにあたり、御社の「賃金控除に関する協定書」所謂、労使協定に基づき、指定の銀行口座によっては銀行振込手数料の自己負担が毎度発生する事を確認しました。
- また、第 1 項に関わる確認時間差により同日中の振込が複数回に分かれた場合、銀行振込手数料の自己負担もその都度発生することを確認し、同意致します。

以上、上記内容に同意致します。

20 年 月 日

署名 _____ 印